

(様式8①)

対象建築物番号	C	K	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

↑「交付決定通知書」に記載の番号を記入してください。

報告日:	平成	○	○	年	○	○	月	○	○	日
------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1棟の対象建築物につき1枚のシートを作成してください。2棟以上の対象建築物について申請する場合はシートを追加して作成してください。

建築士による適合確認書

当該報告にかかる建築物の整備内容と交付申請書に記載されている建築物の設計内容と適合状況は、次のとおりであることを証明する。

(一級) 建築士 (大臣) 登録 第 ○○○○○○ 号

建築士の氏名 耐震 三郎



・対象建築物の概要

名称	ホテル○○ 本館		
対象建築物の住所	東京都中央区日本橋1-5-3	ビル名等を記入する場合は、住所のあとに1文字空けてください	
用途	ホテル		
構造・階数	鉄筋コンクリート・S 造	地上 9 階	地下 1 階 ・ 塔屋 1 階

(注) 1. 「名称」欄には、事業実施計画書(様式2)に記載されている「名称」を記載すること。
2. 住所は都道府県から記載すること。なお、難読地名にはフリ仮名をつけること。

交付申請書に記載されている改修工事内容と、実際の改修工事内容の適合確認(確認し☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> (1)現地において、改修工事の状況及び改修工事が完了していることを確認している。
	<input checked="" type="checkbox"/> (2)その上で交付申請書※に記載されている改修工事内容と、実際の改修工事内容が適合していることを確認している。 (※交付変更申請を行った場合は、最終の申請書)
	<input checked="" type="checkbox"/> (3)【物件の写真】の改修工事前・施工中・工事完了後の改修工事箇所の写真について、実際の改修工事箇所のものであることを確認している。

上記(2)で適合が確認されない場合、次の内容を確認すること。

(4) 交付申請時※からの設計変更の有無 (※交付変更申請を行った場合は最終申請書)	有 ・ 無
(5) 改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する変更の有無	有 ・ 無

(注) 少なくとも、建築基準法第6条第1項に定める「建築物の計画変更の内容」および完了検査申請書「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載した事項がある場合は、(4)については「有」とすること。

上記(5)で「有」を選択した場合、次の内容を記載すること。

上記のうち、改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるとして認められた内容	変更の概要	改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるとして認められた内容に影響を与えないと判断した理由

(注) 「改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する事項」欄には、改修工事の概要のうち該当するものを記載すること。

(様式8②)

対象建築物番号	C	K	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

確認書

様式8①「建築士による適合確認書」のうち、改修工事内容に係る証明について、補助金額の確定の際及び補助金の支払い後の現場検査等の結果、故意又は悪意による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解した上で、証明したものであることを確認します。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

(一級) 建築士(大臣)登録 ○○○○○○ 号

建築士の氏名 耐震 三郎



建築士事務所名 ○○設計株式会社 一級建築士事務所

東京 知事 登録 ○○○○○○ 号

所在地 東京都中央区日本橋○-○-○

○建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）（抄）

（懲戒）

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略

○平成30年度 耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（抄）

14. 補助金の額の確定及び支払い

支援室は、提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに附した条件通りに行われたかどうか審査し、現地検査、契約書や領収書等の原本の確認を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書を送付します。

検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした調査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

（略）

17. 7 調査の実施

補助金の支払後も、国土交通省や支援室が、補助対象の建築物の現場検査、事業所への現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合は、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。